

監 査 報 告 書

平 成 26 年 6 月

兵 庫 県 監 査 委 員

兵監委報第7号
平成26年6月2日

兵庫県知事 井戸敏三様

兵庫県監査委員

印

藤川泰延 印

山本亮三 印

松田一成 印

森脇保仁 印

監査の結果について

地方自治法第199条第9項の規定により、平成26年2月13日から5月16日までの間に実施した
地方機関等の監査の結果を別添のとおり提出します。

- 目 次 -

第1 監 査 の 実 施	1
1 監 査 の 実 施 方 針	3
2 監 査 の 対 象	3
第2 監 査 の 結 果	5
1 総 括	7
2 指 摘 の 状 況	7
3 主 な 指 摘 事 項	9
4 留 意 ・ 改 善 事 項	10
5 重 点 監 査 の 結 果	11
第3 指 摘 項 目 の 内 容	13
地 方 機 関 等	15

第 1 監 査 の 実 施

1 監査の実施方針

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。監査の実施に当たっては、重点監査項目（財産（重要物品等）管理事務、個人事業税の課税事務）に留意した。

2 監査の対象

平成26年2月13日から5月16日までの間に実施した監査の対象とした96地方機関等の名称及び監査の実施日は、次表のとおりである。

実施機関名	監査実施日
企画県民部 東播磨県民局	平成26年5月8～9日
北播磨県民局	平成26年5月13～14日
中播磨県民局	平成26年2月13～14日
西播磨県民局	平成26年4月24～25日
県立大学附属高等学校	平成26年4月28日
県立大学附属中学校	平成26年4月28日
広域防災センター	平成26年5月16日
健康福祉部 中央こども家庭センター	平成26年5月9日
姫路こども家庭センター	平成26年2月13日
県立こどもの館	平成26年2月17日
県立明石学園	平成26年5月15日
食肉衛生検査センター	平成26年5月16日
農政環境部 県立農林水産技術総合センター	平成26年5月14日
教育委員会 播磨東教育事務所 外5機関 明石高等学校 外60校	平成26年2月13日、2月17日、 4月18日、4月21日、4月23日、 4月28日、5月9日、5月15日、 5月16日
公安委員会 明石警察署 外15署	平成26年2月17日、4月21日、 4月23日、4月28日、5月16日

なお、平成26年4月1日に、中播磨県民局は中播磨県民センターに改組された。

また、同日をもって県立こどもの館は公の施設の指定管理となったため、地方機関としては廃止された。

第 2 監 査 の 結 果

1 総括

今回の監査の結果、指摘事項は、30機関において49項目であった。内容面では収入事務が19項目、財産管理事務が16項目と多く、両事務で全指摘項目の約7割を占めている。

収入事務については、200万円以上の県税高額滞納等は減少している一方、港湾施設占用料等の収入未済額が増加しており、全体では依然として収入未済額が多額となっている。このため、新規滞納の発生防止に努めるとともに、滞納発生原因の分析を踏まえた積極的で多様な徴収対策を実施するなど、収入の促進に引き続き努められたい。

財産管理事務については、依然として自損事故をはじめとした公用車の損傷が多く発生しているほか、亡失等報告書の提出が著しく遅れたこと等により、損傷の発生時期や原因が不明である事例が見受けられたことから、交通事故の防止に向けた実効ある取組を進めるとともに、適正な財産の管理に留意されたい。

経理事務については、依然として基本的な事務処理誤りも多いことから、同様の誤りを繰り返すことのないよう、職員のスキルアップやチェック体制の強化等に取り組まされたい。

なお、指摘事項を踏まえて、事務執行を適正に推進していくうえで特に必要と思われる項目を「留意・改善事項」として記述するとともに、平成25年6月から1年間にわたり実施した重点監査について、「重点監査の結果」として取りまとめたので、今後の事務執行に際して特段の配意を願いたい。

2 指摘の状況

地方機関等ごとの指摘項目数は、次表のとおりである。

機 関 名	簿 籍	収 入	出 払	賦 課	工 事 務	契 約 務	計	指摘 目 の 内 容
東播磨県民局		3	1	1			5	15頁
北播磨県民局		2		2			4	16頁
中播磨県民局		3		1			4	16頁
西播磨県民局		2		1	1	2	6	17頁
広域防災センター			2				2	18頁
中央こども家庭センター		2					2	18頁
姫路こども家庭センター		1					1	19頁
県立こどもの館			1				1	19頁
県立明石学園		1		1			2	19頁
県立農林水産技術総合センター	1			1			2	19頁
播磨西教育事務所			1				1	20頁
県立教育研修所		1					1	20頁

機 関 名	預 算 額	収 入	支 出	贈 与	工 事 費	契 約 費	計	指摘 内容
県立考古博物館		1					1	20頁
錦城高等学校			1				1	20頁
明石城西高等学校		1					1	20頁
明石西高等学校			1				1	20頁
農業高等学校			1				1	21頁
加古川北高等学校		1					1	21頁
西脇工業高等学校		1					1	21頁
三木東高等学校				1			1	21頁
東播磨高等学校						1	1	21頁
姫路北高等学校			1				1	21頁
上郡高等学校				1			1	22頁
山崎高等学校				1			1	22頁
播磨特別支援学校				1			1	22頁
明石警察署				1			1	22頁
社警察署				1			1	22頁
加古川警察署				1			1	22頁
姫路警察署				1			1	23頁
網干警察署				1			1	23頁
合 計 (30機関)	1	19	9	16	1	3	49	—

なお、次の地方機関等については指摘はなかった。

企画県民部	県立大学附属高等学校、県立大学附属中学校
健康福祉部	食肉衛生検査センター
教育委員会	播磨東教育事務所、県立図書館、県立歴史博物館、明石高等学校、明石南高等学校、明石北高等学校、明石清水高等学校、加古川東高等学校、加古川西高等学校、加古川南高等学校、東播工業高等学校、西脇北高等学校、西脇高等学校、三木北高等学校、三木高等学校、高砂高等学校、高砂南高等学校、松陽高等学校、小野高等学校、小野工業高等学校、北条高等学校、播磨農業高等学校、吉川高等学校、社高等学校、多可高等学校、播磨南高等学校、姫路東高等学校、姫路飾西高等学校、姫路商業高等学校、姫路南高等学校、網干高等学校、相生高等学校、相生産業高等学校、龍野高等学校、龍野北高等学校、赤穂高等学校、家島高等学校、夢前高等学校、神崎高等学校、福崎高等学校、香寺高等学校、太子高等学校、佐用高等学校、伊和高等学校、千種高等学校、姫路聴覚特別支援学校、のじぎく特別支援学校、いなみ野特別支援学校、東はりま特別支援学校、北はりま特別支援学校、赤穂特別支援学校、西はりま特別支援学校

公安委員会	三木警察署、加西警察署、西脇警察署、高砂警察署、飾磨警察署、福崎警察署、たつの警察署、相生警察署、赤穂警察署、佐用警察署、宍粟警察署
-------	--

3 主な指摘事項

指摘のあった30機関、49項目のうち、主な指摘事項とその内容は次のとおりである。

(1) 収入の促進について

- ア 200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると103,036,541円減少（減少率39.4%）しているものの、158,162,588円となっている。（東播磨県民局23,948,581円、北播磨県民局5,151,300円、中播磨県民局93,912,597円、西播磨県民局35,150,110円）
- イ 港湾施設占用料等の収入未済額は、前年度同期と比較すると2,037,419円増加（増加率8.5%）しており、25,955,264円となっている。（東播磨県民局5,937,570円、北播磨県民局1,703,167円、中播磨県民局10,490,367円、西播磨県民局7,824,160円）
- ウ 児童福祉施設弁償金等の収入未済額は、前年度同期と比較すると3,724,108円減少（減少率21.7%）しているものの、13,472,403円となっている。（中央こども家庭センター5,907,590円、姫路こども家庭センター7,564,813円）

(2) 予算執行について

契約を締結する場合は、事前に財務規則に定める方法により予算の令達を受け、支出負担行為の決定を行わなければならないが、平成24年度西播磨増殖場環境生物調査業務について、当該事業の予算が令達されていないのに、委託契約を締結していた。（県立農林水産技術総合センター 1 件、13,230,000円）

(3) 経理事務について

- ア 各所属において、歳入を収入しようとするときは、歳入の内容を十分に調査し、適正な歳入科目で収入する必要がある。平成25年度には、歳入の性質を明確化するため歳入科目が見直されていたにもかかわらず、調査が不十分であったこと等から、歳入科目を誤ったものが5機関で18件、11,231,192円あった。（中播磨県民局 3 件、303,000円、中央こども家庭センター 2 件、147,160円、県立明石学園10件、990,120円、県立考古博物館 2 件、9,698,936円、西脇工業高等学校 1 件、91,976円）
- イ 支出負担行為の整理時期については、支出負担行為の予定額が一定の限度額以下である場合等には、請求のあったときとすることが認められている。この限度額を誤認したこと等により、事前に支出負担行為の決定を行う必要があるにもかかわらず、これを行うことなく支出しているものが、4機関で5件、1,661,290円あった。（広域防

災センター 2 件、439,500円、錦城高等学校 1 件、304,090円、明石西高等学校 1 件、616,350円、農業高等学校 1 件、301,350円)

(4) 亡失等報告書の提出遅れについて

財務規則において、使用中の物品を損傷したときは、物品使用者は直ちに亡失等報告書を所属長を経て知事に提出しなければならないと規定されているが、その提出が著しく遅れたこと等のため、公用車25台の損傷の発生時期や原因が不明となっていた。(北播磨県民局)

4 留意・改善事項

財務に関する事務の執行等に関連した留意・改善事項は次のとおりである。

(1) 公用車の適正な管理について

前述のように、これまでにない多数の公用車の損傷に係る亡失等報告書の提出が著しく遅れていた原因は、亡失等報告書の趣旨が十分に理解されていなかったこと、日常的な車体点検が適切に行われていなかったこと、所属長等による損傷の把握が行われていなかったこと等と考えられる。

公用車の適正な管理はひいては交通事故防止にもつながることを踏まえ、所属長は、自らの管理責任を十分に認識するとともに、所属職員に対し、公用車を損傷した場合には亡失等報告書を直ちに提出することが必要であることを周知徹底されたい。また、目視による車体点検を適切に行うことにより損傷の即時把握に努めるなど、公用車の適正な管理に係る具体策について検討し、実施されたい。

(2) 経理事務について

主な指摘事項で記載した歳入科目や支出負担行為整理時期の誤りをはじめ、依然として、基本的な事務処理誤りが多数の所属で見受けられた。

については、全ての職員が研修等を通じ、財務関係規定や制度改正内容、総務事務システム等について十分な理解に努めること等により、事務処理誤りの発生防止に積極的に取り組まされたい。加えて、管理・監督職員においては、決裁時の精査はもちろんのこと、他の所属での指摘事例等を参考に、誤りが生じやすいポイントを的確に把握し、重点的なチェックを行うなど、効果的かつ効率的なチェック体制の確立に取り組まされたい。

また、本庁各部局及び県民局の総務担当課室においては、各所属における指摘事例等を組織内の各所属に速やかに情報提供するとともに、各所属においては、職場会議で取組を議論すること等により、職員の共通認識が醸成されるよう、組織をあげて事務処理誤りの再発防止に努められたい。

5 重点監査の結果

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理を監査するに当たり、毎年度、重点的に監査する事務事業を定め、当該項目について、濃密な監査を実施している。

平成25年6月から1年間にわたり、全庁共通項目として「財産（重要物品等）管理事務」について、また、個別項目として「個人事業税の課税事務」について重点監査を実施した結果は、次のとおりである。

(1) 財産（重要物品等）管理事務

本庁及び地方機関等において、次のとおり問題点等が見受けられた。

ア 問題点

- (ア) 自損事故等により、公用車を損傷していた。
- (イ) 亡失等報告書の提出が著しく遅れたこと等のため、原因及び発生時期が分からない損傷のある公用車があった。
- (ウ) 公用車の法定点検が漏れるとともに、車検有効期限後に車検を受けていたものがあった。
- (エ) 重要物品整理カードを作成していないものがあった。
- (オ) 事前に所管部局長の承認手続を経ずに、処分を行っていたものがあった。
- (カ) 故障等で1年以上使用実績のないものや、民間の研究機関等での対応が進んだこと等により、使用頻度が著しく低いものがあった。

イ 行政監査「重要物品等の管理、活用状況」のフォローアップ

平成25年3月5日付けで通知された行政監査の結果に係る措置結果について、25年度中の対応及び改善状況を確認したところ、行政監査において指摘していた美術館等で取得後一度も展示・公開されていなかった展示品の展示・公開が順次進められるなど、おおむね措置結果通知に基づいた取組が行われていた。

ウ 総括

事故による公用車の損傷に係る指摘は61台と依然として多く、そのうち、不注意による自損事故等が大半を占めている。車庫内照明の見直しや反射テープの貼付による環境面の改善等の対策を講じている機関も見受けられたので、こうした具体的な取組を参考にして、自損事故等の防止に努められたい。あわせて、公用車が県民の負担に基づく貴重な財産であるという意識の向上等を図ることにより、その適正な管理に努められたい。

長期間使用実績のないものや使用実績が著しく低いものについては、その必要性を

判断の上、管理・処分について方針を決定されたい。

また、財務規則等の規定を十分理解していないこと等に起因する事務処理誤りも見受けられたことから、財務規則等の規定に沿った事務処理を行い、財産（重要物品等）の適正な管理に努められたい。

(2) 個人事業税の課税事務

平成20年度に同テーマで重点監査を行った際は、過大課税及び過少課税による指摘が10項目あったが、今回はおおむね適正に処理されていた。

なお、不動産貸付業の事業性認定を誤ったため、個人事業税が80,700円過少課税となっていたものや申告が要件とされる死亡以外の事由による年の途中で廃業した者に係る損失の繰越控除を未申告のまま認めていたもの等の問題点も見受けられたので、課税時の確認を徹底し、適正な事務処理に努められたい。

第 3 指 摘 項 目 の 内 容

地方機関等

(企画県民部関係)

東播磨県民局

総務企画室

物品の損傷等について

平成25年2月4日及び2月28日に発生した自損事故により、公用車2台を損傷(県有車両損傷額156,219円、リース車修繕費139,994円)していた。

また、平成25年5月7日に発生した接触事故の相手方の修繕費等(302,000円)を負担していた。

加古川県税事務所

収税事務について

平成25年度(12月末現在)における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、人数、滞納額はいずれも減少しているものの、その人数は6人、総額は23,948,581円で、うち滞納繰越分は、13,302,704円である。

加古川健康福祉事務所

1 収入の促進について

平成25年度(12月末現在)における未熟児養育医療事業収入等の収入未済は、前年度同期と比較すると、収入未済額は減少しているものの、その件数は86件、総額は1,606,368円で、うち滞納繰越分は、73件、1,296,928円である。

2 経理事務について

病気休暇から復帰した者に係る給与報告を漏らしたため、平成25年度分通勤手当が、1件、59,720円支給漏れとなっていた。

加古川土木事務所

収入の促進について

平成25年度(12月末現在)における港湾施設占用料等の収入未済は、前年度同期と比較すると、収入未済額は増加しており、その件数は63件、総額は5,937,570円で、うち滞納繰越分は、35件、4,434,180円である。

北播磨県民局

総務室

1 物品の損傷等について

平成25年11月21日に発生した自損事故により、公用車1台を損傷（リース車修繕費200,690円）していた。

また、平成24年12月27日に発生した接触事故の相手方の修繕費等（142,674円）を負担していた。

2 公用車の管理について

使用中の物品を損傷したときは、物品使用者は直ちに亡失等報告書を知事に提出しなければならないとされているが、その提出が著しく遅れたこと等のため、公用車25台の損傷の発生時期や原因が不明となっていた。

加東県税事務所

収税事務について

平成25年度（12月末現在）における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、人数、滞納額はいずれも減少しているものの、その人数は2人、総額は5,151,300円である。

加東土木事務所

収入の促進について

平成25年度（12月末現在）における河川占用料等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は26件、総額は1,703,167円で、うち滞納繰越分は、18件、952,287円である。

中播磨県民局

姫路県税事務所

収税事務について

平成25年度（10月末現在）における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、人数、滞納額はいずれも減少しているものの、その人数は9人、総額は93,912,597円で、うち滞納繰越分は、86,023,198円である。

姫路農林水産振興事務所

経理事務について

(節) 過年度補助金等返還金で収入すべきシカ捕獲拡大対策支援事業補助金過年度過払金返還金、3件、303,000円が、(節) 鳥獣害対策事業負担金で収入されていた。

姫路土木事務所

1 収入の促進について

平成25年度(10月末現在)における港湾施設占用料等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも減少しているものの、その件数は45件、総額は10,490,367円で、うち滞納繰越分は、22件、7,141,268円である。

2 占・使用許可事務について

平成25年3月までに許可期間が満了した河川占用のうち、25年10月末現在許可更新手続き未了のものが2件ある。

西播磨県民局

総務企画室

物品の損傷等について

平成24年11月29日から25年11月14日までの間に発生した自損事故等により、公用車11台を損傷(県有車両損傷額789,558円、リース車修繕費等546,497円)するとともに、相手方の修繕費等(428,312円)を負担していた。

なお、このうち1台に係る事故の相手方の修繕費等については、交渉中である。

うち1台については、損傷に伴い当該車両を処分したため、リース車修繕費等は損害金額を記載した。

龍野県税事務所

収税事務について

平成25年度(11月末現在)における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、人数、滞納額はいずれも減少しているものの、その人数は6人、総額は35,150,110円で、うち滞納繰越分は、20,773,900円である。

光都農林振興事務所

契約事務について

当初契約金額と同額以上となる増額変更契約を行う場合は、変更後の契約金額の100分の

10以上となるよう契約保証金の追加徴収等を行うべきであるのに、これを行わなかったため、治山激甚災害対策特別緊急事業等に係る契約で、契約保証金の不足している契約が、2件（不足額5,866,230円）あった。

光都土木事務所

1 収入の促進について

平成25年度（11月末現在）における港湾施設使用料等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも減少しているものの、その件数は21件、総額は7,824,160円で、うち滞納繰越分は、4件、5,131,600円である。

2 工事関係事務について

消費税等相当額の積算を漏らしたため、地震高潮対策事業に伴う物件移転補償の設計が、1件、388,801円過少設計となっていた。

3 契約事務について

当初契約金額と同額以上となる増額変更契約を行う場合は、変更後の契約金額の100分の10以上となるよう契約保証金の追加徴収等を行うべきであるのに、これを行わなかったため、佐用川護岸工事に係る契約で、契約保証金の不足している契約が、1件（不足額5,119,040円）あった。

広域防災センター

経理事務について

- (1) 修繕工事等の執行に際し、事前に支出負担行為の決定を行わずに需用費等を支出していたものが、2件（総額439,500円）あった。
- (2) 平成25年度分特殊勤務手当の支給において、3か月以上遅れているものが、10件、21,600円あった。

（健康福祉部関係）

中央こども家庭センター

1 収入の促進について

平成25年度（12月末現在）における児童福祉施設弁償金等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも減少しているものの、その件数は472件、総額は

5,907,590円で、うち滞納繰越分は、446件、5,609,366円である。

2 経理事務について

受託実習生に係る実習料は（節）看護学生等実習受入収入で収入すべきであるのに、平成24年度及び25年度実習料、2件、147,160円が、（節）雑入で収入されていた。

姫路こども家庭センター

収入の促進について

平成25年度（10月末現在）における児童福祉施設弁償金等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも減少しているものの、その件数は676件、総額は7,564,813円で、うち滞納繰越分は、621件、6,940,085円である。

県立こどもの館

経理事務について

自動車等を使用する距離が片道2キロメートル未満の非常勤嘱託員に対して通勤交通費を支給していたため、平成22年度分から25年度分までの旅費が、1件、64,174円過大支給となっていた。

県立明石学園

1 経理事務について

（節）目的外使用許可等収入で収入すべき職員給食費等、10件、990,120円が、（節）雑入で収入されていた。

2 物品の損傷等について

平成25年8月22日に発生した自損事故により、公用車1台を損傷（リース車修繕費287,062円）していた。

（農政環境部関係）

県立農林水産技術総合センター

1 予算執行について

平成24年度西播磨増殖場環境生物調査業務に係る予算が令達されていないのに、業務委託契約を締結しているものが、1件、13,230,000円あった。

2 物品の損傷等について

平成24年12月26日から25年12月4日までの間に発生した自損事故により、公用車5台を損傷（県有車両損傷額277,462円、リース車修繕費162,770円）していた。

（教育委員会関係）

播磨西教育事務所

経理事務について

手当算定期間内に特別休暇期間のある育児休業職員への支給を漏らしたこと等のため、平成25年度分期末手当等が、4件、286,582円過少支給となっていた。

県立教育研修所

経理事務について

行政財産の使用許可に係る使用料の算定において、土地台帳価格等を誤ったため、平成21年度分から24年度分までの財産使用料が、4件、155,937円過大徴収となっていた。

県立考古博物館

経理事務について

（節）目的外使用許可等収入で収入すべき行政財産の目的外使用許可に伴う光熱水費等、2件、9,698,936円が（節）雑入で収入されていた。

錦城高等学校

経理事務について

電子てんびん等購入に係る備品購入費の執行に際し、事前に支出負担行為の決定を行わずに、備品代金を支出していたものが、1件（304,090円）あった。

明石城西高等学校

経理事務について

歳出戻入又は次期以降の給与支給で調整すべき平成25年度分通勤手当返納金を25年度歳入としているものが、1件、121,110円あった。

明石西高等学校

経理事務について

液晶プロジェクタ等購入に係る備品購入費の執行に際し、事前に支出負担行為の決定を

行わずに、備品代金を支出していたものが、1件(616,350円)あった。

農業高等学校

経理事務について

顕微鏡購入に係る備品購入費の執行に際し、事前に支出負担行為の決定を行わずに、備品代金を支出していたものが、1件(301,350円)あった。

加古川北高等学校

経理事務について

随時の収入で納入通知書を発するものは、納入通知書を発した日の属する年度の収入とすべきであるが、平成25年度収入とすべき25年4月2日に納入通知書を発した雑入(行政財産の目的外使用許可に伴う光熱水費等)を24年度収入としているものが、4件、63,373円あった。

西脇工業高等学校

経理事務について

(節)目的外使用許可等収入で収入すべき行政財産の目的外使用許可に伴う光熱水費等、1件、91,976円が、(節)雑入で収入されていた。

三木東高等学校

物品管理事務について

毒物及び劇物取締法等に基づき厳正に管理すべき薬品のうち、シュウ酸ほか3品目について、台帳数量と実在量とが乖離しており、適正な管理がなされていなかった。

東播磨高等学校

契約事務について

随意契約において最低制限価格を設けることは認められていないのに、最低制限価格を設けていた契約が、2件(契約総額766,500円)あった。

また、このうち、厨房排水溝底改修工事(契約額357,000円)については、最低制限価格を設けたため、最低の価格をもって見積書を提出した者の見積金額に比べて契約額が141,750円割高となっていた。

姫路北高等学校

経理事務について

病気休暇取得に伴う除算期間の算定を誤ったため、平成25年度分勤勉手当が、1件、

64,979円過少支給となっていた。

上郡高等学校

物品の損傷について

平成25年4月5日に発生した自損事故により、公用車1台を損傷（損傷額100,590円）していた。

山崎高等学校

物品の損傷について

平成24年11月19日に発生した自損事故により、公用車1台を損傷（損傷額126,840円）していた。

播磨特別支援学校

管理事務について

賃貸借契約をしていない電線等を共架されている電力柱が、1本あった。

（公安委員会関係）

明石警察署

物品の損傷について

平成25年2月27日及び8月13日に発生した自損事故により、公用車2台を損傷（損傷額305,788円）していた。

社警察署

物品の損傷等について

平成25年3月4日に発生した自損事故により、公用車1台を損傷（損傷額418,309円）するとともに、相手方の修繕費（420,000円）を負担していた。

加古川警察署

物品の損傷等について

平成25年10月11日及び12月15日に発生した接触事故等により、公用車2台を損傷（損傷額109,000円）するとともに、相手方の修繕費等（147,625円）を負担していた。

姫路警察署

物品の損傷等について

平成24年11月15日及び25年8月4日に発生した自損事故等により、公用車2台を損傷(損傷額784,093円)するとともに、相手方の修繕費(123,333円)を負担していた。

網干警察署

物品の損傷等について

平成24年12月15日に発生した自損事故により、公用車1台を損傷(損傷額67,844円)するとともに、相手方の修繕費(98,938円)を負担していた。